

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案  
に対する参議院本会議反対討論

2018年6月29日  
立憲民主党・民友会 石橋通宏

立憲民主党・民友会の石橋通宏です。

ただいま議題となりました、「働き方改革関連法案」に対し、会派を代表して、そして、今この瞬間にも、全国各地で、この法案に反対の声を挙げている多くの国民、働く仲間の皆さんの思いを代弁して、断固、反対の立場で討論をいたします。

はじめに、法案の審議がまだまったく不十分であるにもかかわらず、そして、国会の会期が大幅に延長されて、まだいくらでも日程があるにもかかわらず、厚生労働委員会での審議が多数の力によって終局とされ、採決が行われたことに、怒りを込めて強く抗議します。

厚生労働委員会では、熟議の府＝参議院らしい審議を真摯に積み重ねてきました。しかし、これだけ大事な法案の審議だからこそ、時間ありきではないはずです。ここに至っても、審議は尽くされていません。それは取りも直さず、8本もの法案を1本にまとめて国会に出してきた、その上さらに、データ偽造問題などで国会を混乱させた、政府・与党の責任じゃありませんか。

問題はそれだけではありません。審議しても、審議しても、議論が深まらないのです。委員会での審議を通じて、私たちは法案の数々の問題点を明らかにしてきました。その多くは、これまで安倍総理や加藤厚労大臣が、国民に対して説明してきた法案の目的やメリットと完全に矛盾する問題だったのです。だからこそ、政府は丁寧かつ真摯に答弁する責任があったはずです。それにもかかわらず、政府の答弁は、衆議院段階からの答弁をテープレコーダーのように繰り返すばかり、加藤大臣は最後まで「ご飯論法」——これで国民の理解や納得が得られるわけがない！

国会審議を軽視し、最後まで聞こえのいい美辞麗句ばかりを並べて労働者を欺こうとする安倍政権の姿勢を強く糾弾して、以下、反対の理由を申し述べます。

第一の、そして反対の最大の理由は、やはり「高度プロフェッショナル労働制」の問題です。

審議を通じて、あらためてこの高プロ制度が、「定額働かせ放題」そのもので、「過労死促進」につながる戦後最悪の労働法制大改悪であることが明らかになりました。

高プロは、「時間ではなく成果で評価される制度」などではまったくありません。単に、労働時間の制約を一切取り払い、残業代ナシで、時間制限なく働かせることを可能にするためだけの、とんでもない制度です。

成果で評価することも、時間で評価してはいけないことも、明文の規定などどこにもありま

せん。頑張っていて、同じ期間に2倍、3倍の成果を出しても、2倍、3倍の報酬を出す必要などどこにもありません。一体どこが、成果で評価される制度なのでしょう？

高プロの対象者が、強い交渉力をもつ、超高度な専門職に限定される保証などどこにもありません。対象業務は省令で拡大出来る上、年収要件の目安とされた1,075万円にも根拠はまったくなく、通勤手当や住宅手当など、諸手当込みで賃金額を決めれば、やりようによっては基本給なんと800万円以下の労働者にも適用が可能です。どこが高度なプロフェッショナルですか？ 将来的な拡大にもまったく歯止めがありません。

自由で、裁量ある働き方も、どこにも保証はありません。使用者が労働時間にかかわる業務命令を出してはいけない規定など、どこにもありません。そもそも、達成すべき成果を決めるのも、その達成期限を決めるのも、使用者の権限なんです。過労死レベルの働き方をしなければ達成できないような「成果」と「期限」を課すことを、禁じる条文などどこにもありません。

その上、高プロは、新規採用や中途採用でもなんと適用可能です。しかも、高プロへの同意を採用条件にしてもよくて、同意しなければ不採用とすることも全くお咎めなしです。「一旦入社して、嫌ならあとで撤回すればいい」という政府の無責任な説明には、ただ愕然とするばかりです。

政府は、本人同意があるから大丈夫、同意の撤回もできるから大丈夫と繰り返し宣伝しています。しかしそれも、全く根拠はありません。同じ制度で運用されている企画業務型裁量労働制で、過労死や精神疾患が続出しているからです。その事実を知っていながら大丈夫だと喧伝しているのであれば、それは詐欺に等しく、断じて許せません。

高プロ適用労働者には、実労働時間が把握されません。この問題は実に深刻です。過労死で倒れても、労働時間の証明ができないので、労災申請も裁判も困難です。万が一の時、一体どうやって、健康管理時間から実労働時間を算出するのかという我々の質問に対し、政府はこう答弁しました——「パソコンのオンオフでみる」、「本人に聞いてみる」、挙げ句の果てに、「管理者が対象労働者の労働時間を現認する」と——そんなふざけた答弁を国会の場で平気で言い放つほど、杜撰極まりない法案であり、とんでもない制度なのです。

今週、安倍総理が、ついに真実を語りました。「高プロは、産業競争力会議で経済人などから意見があり取りまとめられた」「経団連会長等から高プロを導入すべきとご意見いただいた」と。労働者の希望やニーズ応えた制度だというこれまでの説明は、まったくの虚偽だったのです。

道理で、過労死家族会の皆さんからの面会要請を拒否していながら、その一方で、財界人との会食には喜び勇んで出掛けていくはずです。未だに、家族会の皆さんに会おうとせず、逃げ回っている安倍総理の姿勢が、高プロ制度の真実の姿を見事に物語っています。

結局、安倍政権は、財界からの要望に応えるために、労働時間等総合実態調査の調査結果を都合よくねつ造し、JILPTの調査結果は都合が悪いから隠ぺいして、さらに労働者の要望をさ

も聴いたかのように、法案の骨格が出来あがってしまってから 12 人のヒアリングをでっち上げた。高プロの立法事実をねつ造していたのであれば、これはもう法案の撤回どころではありません。いますぐ、国民に謝罪して、内閣総辞職すべき大問題です！

反対理由の第二は、本法案が、現行の裁量労働制の深刻な制度的欠陥を放置して、なんら対策を講じていないことです。

この間、裁量労働制の適用労働者に過労死や精神疾患など、健康被害が拡大しています。しかし労災の申請がなされ、支給決定となるのは氷山の一角とされています。実労働時間の把握が困難で、申請にすら辿り着けず、泣き寝入りせざるを得ないからです。

厚生労働省も、現行制度がそもそもの制度趣旨に反し、乱用・悪用されている実態を認めています。制度的な欠陥があるからです。ではなぜ、その欠陥を、この法案で埋めないのでしょうか？

いや、一部埋めようとしたんです。しかしその大切な規制強化まで、安倍総理の鶴の一声で、撤回してしまったんです。加藤大臣、何故、身体を張って止めなかったんですか。恐らく、加藤大臣自身、中身を理解していなかったのでしょうか。厚生労働大臣失格としか言いようがありません。

理由の第三は、残業時間の上限規制について、残念ながらそれが真に実効性ある長時間労働削減策になり得ていない問題です。

私たちも、上限規制が法的に導入されることは歓迎しています。しかし、特例水準が過労死水準を超える水準であること、それが安易に適用され、悪用されれば、4 週間に 160 時間もの残業が可能になってしまうことは、やはり大問題です。

その抜け穴を埋めるためには、特例水準適用の厳格化や、「勤務間インターバル規制」の義務化、1 日あたり・1 週間あたりの上限規制の設定が必要であるにもかかわらず、加藤大臣は最後まで積極的な答弁をしませんでした。

また、自動車運転手や建設労働者など、一部労働者に対して上限規制の適用を 5 年間も猶予すること、その上、自動車運転手については、5 年後の上限を休日労働を含まない 960 時間としていることも大問題です。命や健康の大切さは同じなのに、ダブルスタンダードで異なる労働時間規制を適用し、労働者を差別することなど、絶対に許されてはなりません。

理由の第四は、問題です。

今、この瞬間にも、パワハラやセクハラ、そして顧客やユーザーからの過剰クレームによって、精神的に追い詰められ、苦しんでいる労働者がいます。命にかかわる深刻な問題も発生しています。それにもかかわらず、政府案にはパワハラ規制が含まれていません。これでは到底、労働者のための法案とは言えません。

以上、数ある法案の欠陥の中から、いくつかの重要事項に絞って反対の理由を申し述べました。

最後に、今一度、同僚議員の皆さんに申し上げます。

労働時間の大原則は、「1日8時間、週40時間」です。そして、その時間内で働けば、労基法第1条が規定する「人たるに値する生活を営むための必要を充たす」労働条件が保障されなければなりません。それこそが、憲法が保障する国民の権利であり、その当たり前を実現することこそが、真の働き方改革なのです。

残業代ゼロ制度によるコストカットで、労働者の犠牲の上に一部企業だけが儲かる成長戦略に、日本の未来を託すことなどできません！

私たち立憲民主党は、これからも働く者の立場に立って市民の皆さんと力を合わせ、全力で戦っていく決意であることを申し上げ、私の反対討論といたします。

(了)